

伊東市指定ごみ袋による 手数料徴収事務の手引き

平成 23 年 3 月 18 日

伊東市環境課

本市のごみ処理有料化は、平成 20 年 10 月 1 日から開始されましたが、伊東市指定ごみ袋を使用して排出することにより、ごみ処理手数料を負担するという制度です。

指定袋は市の所有物であり、市が取扱店に販売（交付）を委託することにより、取扱店は指定袋の納品から販売及び在庫管理まで責任を持って行うことになります。

指定袋は市が決めた価格で販売してください。

1 取扱店の業務

取扱店の業務は、指定袋を市民及び事業者に販売（交付）し、その代金（手数料）を伊東市に納付していただく収納事務となります。

2 取扱店の新規指定

新たに取扱店の指定を受ける場合は、次の手順で行います。

(1) 申込み

「伊東市一般廃棄物可燃ごみの指定袋の取扱店の指定に関する要綱」の申請書により申し込むことになります。

提出書類

ア 市税納税証明書

（市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税）

イ 代表者身分証明書（個人事業者の場合に限る。例 運転免許証、保険証等の写し）

ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 所在地を確認できる地図

オ その他市長が必要と認める書類（市税の納付状況に関する同意書）

(2) 審査・決定

（取扱店の要件）

- ・ 1 年以上継続して日常生活用具販売業務又は一般廃棄物の収集運搬事業を営んでおり、今後も 1 年以上事業を継続する見込みがあること。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 公金の適正な処理ができること。
- ・ 指定袋を1箱単位で発注が可能なこと。

（取扱店の指定通知）

審査・決定後、市から取扱店指定通知書を送付します。

(3) 契約の締結

取扱店指定通知後、収納事務委託契約を締結します。

3 収納事務委託契約について（指定袋の販売）

この契約は、伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 14 年条例第 36 号）により定められた処理手数料の収納事務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条に基づく私人への収納事務に関し、市と取扱店（受託者）との間で契約を交わすものです。

4 取扱店の標識等の掲出について

市と収納事務委託契約書締結後、市が交付する取扱店の標識を掲示し、市民等に周知してください。

また、指定袋の取扱いは、「伊東市一般廃棄物可燃ごみの指定袋の取扱店の指定に関する要綱」の申請書に記載した「取扱店舗の所在地」以外での取扱いはできません。

(1) 標識の掲示

店頭の入口等の見やすい場所に掲示してください。

(2) 指定袋料金表の掲示

指定袋を置いている場所に「指定袋料金表」を掲示してください。

※指定袋料金表は各店で作成してください。

5 取扱店の業務内容

(1) 指定袋の発注・納品事務

ア 発注

・市役所環境課へ発注書をファックスしてください。

毎月 1～14 日の発注分は、5 日～21 日の間に納品

15～23 日の発注分は 21 日～翌月 8 日の間に納品 となっています。

※ 実際には、毎週火曜日までに発注された分については、その週の金曜日又は土曜日に納品されます。

※ 毎月 24 日から月末は、出納整理事務の期間として、出来るだけ発注を控えてください。

イ 発注の単位

指定袋を **1 箱** 入りに梱包したものを発注の単位とします。

家庭用 20、30、45 リットル袋 1 箱 50 パック (500 枚入り)

事業用 35、45 リットル袋 1 箱 50 パック (500 枚入り)

事業用 70 リットル袋 1 箱 20 パック (200 枚入り)

(1 パックは 10 枚入り)

ウ 発注方法

環境課では、発注書に基づき製造運搬業者に納品を依頼します。

「伊東市指定ごみ袋発注書」により発注してください。

発注の際には、取扱店名及び指定番号を記入して、ファックスしてください。

ファックス番号・・0557-38-3088（伊東市役所環境課内）

お問い合わせ先・・電話番号 0557-32-1371 環境課 美化推進係

エ 納品（受領）の方法

製造運搬業者から納品を受けた際に、納品された指定袋の数量を確認し、受領書に押印してください。

(2) 指定袋の販売（交付）

ア 販売（交付）方法

- ・市民及び事業者（処理手数料納付者）へ販売（交付）
- ・指定袋は1パック（10枚）単位で販売（交付）してください。
- ・指定袋の外袋にバーコード（JANコード）が表示されています。

イ 領収書の発行

- ・レジスター等により収納する場合は、レシート等の発行で領収書とすることができます。
- ・領収書の発行を求められた場合には、領収書を発行してください。

ウ 取扱いの留意点

次の事項に注意して販売（交付）してください。

- ・消費税は**非課税**（行政手数料のため、消費税は必要ありません。）のため、上乘せしないでください。
- ・総額表示及び領収書（レシート等）に内税扱いの表示はしないでください。
- ・消費税については表示しないか、0円として表示してください。

エ 目的外交付又は使用の禁止

- ・指定袋は**物品の売買ではありませんので、割引販売はできません。**
- ・粗品、景品等の**無料交換はできません。**

※目的外の使用は取扱店受託者の取消し要件となりますので、絶対に行わないでください。

(3) 市への指定袋の販売代金（手数料）の払込み

ア 月締めで「指定ごみ袋交付報告書」を作成し、市へ提出してください。

イ 「指定ごみ袋交付報告書」により、指定袋の販売額（徴収した手数料）から当

該委託料を差引き、市への納付金額を算出します。

ウ 払込書に、算出した市への納付金額や必要項目を記入します。

エ 払込書にて伊東市指定金融機関等で払い込んでください。(指定ごみ袋交付報告書は、市役所環境課へファックスすることとしても、差し支えありません。)

※ 払込みの期限は翌月の10日です。

6 収納事務委託料

収納事務委託料「指定袋1枚につき3円(消費税及び地方消費税を含む。)」については、「指定ごみ袋交付報告書」にて算出し、手数料徴収額から差引いてください。

(手数料徴収額から収納事務委託料を差引いた額が、市への納付金額になります。)

7 取扱時間

取扱店の営業時間内とします。

8 取引変更届

店舗の所在地、社名(称号)、代表者名等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届書を提出してください。

9 契約期間

契約締結日から翌年3月31日までとします。(契約締結日が1月～3月の場合は、その年の3月31日までとなります。)

「市税の納付状況に関する同意書」を提出していただいた取扱店は翌年以降の納税証明書の添付は必要なくなります。

10 契約内容の遵守義務について

本契約は「伊東市ごみ処理指定袋手数料収入事務取扱要綱」及び契約書に記載された内容を遵守することを前提に締結されるものです。

したがって、契約締結後は契約期間が終了するまで、内容を変更することができませんのでご注意ください。